

2018年7月 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議が、2018年7月9日及び10日に英国 (ロンドン) で開催された。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

2018年7月 ASAF 会議出席メンバー (2018年7月9日、10日 ロンドン IASB)

(ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
南アフリカ財務報告基準評議会	欠席
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Huaxin Xu 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	小野 行雄 他
オーストラリア会計基準審議会 (AASB) ーニュージーランド会計基準審議会 (NZASB) と協働	Kris Peach 他
中国会計基準委員会 (CASC)	Lin Zhu 他
欧州財務報告諮問グループ (EFRAG)	Andrew Watchman 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Andreas Barckow
フランス国家会計基準局 (ANC)	Patrick de Cambourg 他
イタリア会計基準設定主体 (OIC)	Alberto Giussani 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Alexsandro Broedel Lopes 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Linda Mezon 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

(IASB 参加者)

Hans Hoogervorst 議長 (ASAF の議長)、Sue Lloyd 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

2018年7月 ASAF 会議の議題

議 題	時間	参照ページ
資本の特徴を有する金融商品	120分	3 ページ
共通支配下の企業結合ー香港公認会計士協会 (HKICPA) 及び OIC による投資家に対する調査結果	60分	6 ページ
共通支配下の企業結合ーIASB スタッフが開発しているアプ	60分	10 ページ

議 題	時間	参照ページ
ローチ		
基本財務諸表	30分	15 ページ
AcSB による業績指標の報告のためのフレームワーク	90分	19 ページ
有形固定資産－意図した使用前の収入	60分	22 ページ
のれん及び減損	60分	27 ページ
開示に関する基準レベルのレビュー	90分	31 ページ
年金会計	90分	40 ページ
プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題	30分	45 ページ

今後の日程(予定)

2018年10月4日

ASAF 会議への対応

1. 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか、ディスクロージャー専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会及び ASAF 対応専門委員会において検討を行った。

II. 資本の特徴を有する金融商品

議題の概要

2. IASB は、2018 年 6 月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」（以下「DP」という。）を公表した。DP は、IAS 第 32 号「金融商品：表示」の金融負債と資本性金融商品の区分について、区分の根拠が不明確であったり、区分に関する実務が多様化したりしているとの問題意識のもとで進められたリサーチ・プロジェクトの検討結果をまとめたものであり、今後、基準開発を進めるかどうかを問うものとなっている。
3. DP では、請求権が、次のいずれかを含む場合には負債に区分し、いずれも含まない場合には資本に区分することを提案している。また、DP では、利用者への情報提供を改善するために、表示や開示を拡充することも提案している。
 - (1) 清算時以外の特定時点において、経済的資源を引き渡すことを回避できない義務（タイミングの特徴）
 - (2) 支払額が企業の利用可能な経済的資源から独立している回避できない義務（金額の特徴）
4. 今回の ASAF 会議は、DP の内容に関する教育セッションとの位置づけであり、IASB スタッフ、IASB Lloyd 副議長、及び IASB 理事から DP の内容が説明され、それに対する質疑応答が行われた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

5. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

（企業の利用可能な経済的資源）

- (1) 「企業の利用可能な経済的資源」とは、企業の認識済み及び未認識の資産の合計から独立性の検証対象となる請求権を除いた全ての請求権を差し引いたものであるとされている。こうした定義であると、同じ金融商品であっても、企業の資金調達構造により「企業の利用可能な経済的資源」が影響を受け、負債と資本の区分が異なり得ることにならないか。

（売建プット・オプション）

- (2) 売建プット・オプションについては、IAS 第 32 号では、決済方法がグロスかネットかによって表示の取扱いが異なる。すなわち、決済方法がグロス（現物決済）の場

合には表示もグロスであり、決済方法がネット（差金決済）の場合には、表示もネットとなる。提案された方法でもグロス決済とネット決済の違いについて IAS 第 32 号と同様の結果が維持されるのか確認したい。

（金融負債の表示）

- (3) 区分表示する金融負債については、そこから発生する収益及び費用をその他の包括利益に認識するとされている。当該収益及び費用には、配当も含まれるのか。特に、償還義務契約としてデリバティブ（例えば、公正価値での買戻請求権）と一体として負債に認識されることになる普通株式が、区分表示する負債に分類された場合には、当該株式の配当は費用に該当するのか。

6. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

（企業の利用可能な経済的資源）

- (1) 検討を行った際には、今後、企業が発行する商品の可能性も考慮し、同じ企業において、時点によって負債か資本かが異なることは意図していなかった。（IASB Lloyd 副議長）

（売建プット・オプション）

- (2) 差金決済の場合には、現物の株式を受け取ることはないため、単独のデリバティブ負債としてネット表示されることになる。（IASB Lloyd 副議長及び IASB スタッフ）

（金融負債の表示）

- (3) 該当する商品は負債と資本から構成される複合金融商品であり、配当は負債の増減によるものではない（すなわち、費用ではない）と考えられる。（IASB Lloyd 副議長）

参加者のその他の発言

7. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

（検討対象範囲）

- (1) 本プロジェクトでは、金融商品の発行者の観点から負債と資本の区分を検討しているが、金融商品の保有者の観点からの区分を検討しないのか。

⇒本プロジェクトでは、保有者の観点について検討する予定はなく、そうした論点について明示した質問は設けていない。(IASB スタッフ及び IASB Lloyd 副議長)

(負債と資本の区分)

- (2) 金額の特徴 (第 3 項 (2) 参照) は、IAS 第 32 号の原則を明確化するものなのか、あるいは別の原則なのか。

⇒その双方である。例えば、非償還・累積型優先株式は、配当の支払を延期できるものの、配当金額が企業の利用可能な経済的資源によって変動しないため、負債に区分される。清算時にのみ生じる義務も負債の要件の対象とした点が、IAS 第 32 号からの大きな変更点であり、負債の範囲が若干拡大されたことになる。(IASB Lloyd 副議長)

- (3) 負債と資本の区分の考え方の背景となる、資金流動性とソルベンシーは、いずれも同じような意味に思われ、その違いがよく分からない。

⇒自社の株価に連動する請求権を例にして説明する。自社の業績が悪化するにつれ当該請求権に対する支払額は減少するため、測定が完璧であれば支払原資が枯渇する状態 (insolvent) には至らない (ソルベンシー)。他方、当該請求権者が償還を求めてきた際に、支払に応じることのできる資金があるかは別の問題である (資金流動性)。このように、両者の意味は異なる。(IASB Lloyd 副議長)

(企業の利用可能な経済的資源)

- (4) 企業の利用可能な経済的資源の定義はどのように機能するのか。

⇒率直に言って、この定義は DP の中でもっとも苦勞した部分であり、会計基準設定主体の関係者にフィードバックや提案をお願いしたい部分である。循環的になるため、純資産という用語が使えず、こうした定義となった。(IASB Lloyd 副議長)

(その他)

- (5) DP における提案の影響度調査を実施する必要があると思われる。金融システムの安定の観点から非常に重要であると考えている。

⇒大部分の金融商品については区分の変更は生じないと考えているが、今後、公開草案等による意見募集において確認する必要がある。(IASB Lloyd 副議長)

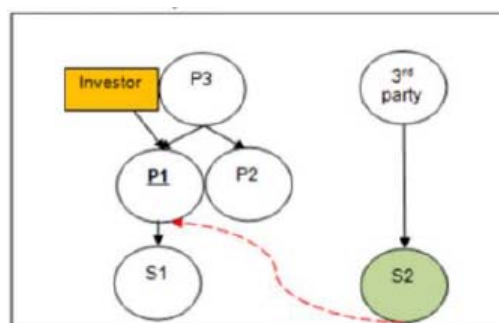
III. 共通支配下の企業結合—HKICPA 及び OIC による投資家に対する調査結果

議題の概要

8. 香港公認会計士協会（HKICPA）及びイタリアの会計基準設定主体（OIC）は、2017年8月から2018年2月にかけて、オンライン・アンケート方式により共通支配下の企業結合（Business Combinations under Common Control; BCUCC）に係る共同投資家調査を実施した。今回の ASAF 会議では、本調査の結果（以下「本調査結果」という。）について、議論することが予定されている。
9. 本調査結果では、次の2つの企業結合を例に、その実質を評価する際における重要な要因についての分析が行われている。

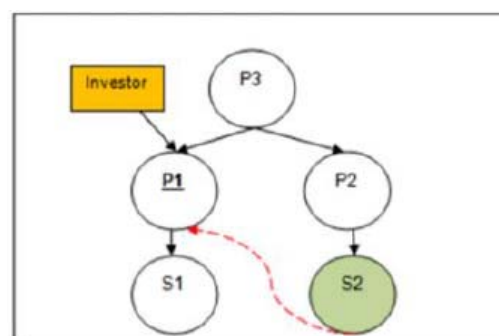
(1) 第三者との企業結合

- ① P1 社への投資家の立場から検討する。
- ② P1 社は上場会社であり、子会社である S1 社を支配している。
- ③ P1 社は S2 社を第三者から取得する。
- ④ P1 社及び P2 社は、P3 社により支配されている。



(2) 共通支配下の企業結合

- ① P1 社への投資家の立場から検討する。
- ② P1 社は上場会社であり、子会社である S1 社を支配している。
- ③ P1 社は S2 社を P2 社から取得する。
- ④ P1 社及び P2 社は、P3 社により支配されている。



10. 以下は、本調査結果全体に対する HKICPA 及び OIC の気付事項である。

- (1) 大多数の回答者は、共通支配下の企業結合は第三者との企業結合とは異なる可能性があるという認識を持っている。
- (2) しかし、第三者との企業結合と共通支配下の企業結合の実質を取得企業（上場企

業)の株式投資家として評価するように依頼すると、回答者はどちらの場合でも一部の要因が共通して重要であることを示唆していた。例えば、次の要因である。

- ① 企業結合は、取得企業の将来キャッシュ・フローに重要性のある変化をもたらすことが期待される。
 - ② 企業結合は、取得企業を赤字体質から黒字体質に変えることが期待される。
 - ③ 取得対価は、取得した事業の公正価値となっている。
- (3) 一部の要因は、共通支配下の企業結合の実質を判断する際に重要と考えられているが、第三者との企業結合においては重要性が低いと考えられている。例として、取得の目的が企業グループの税務上の便益を達成するためである場合などがある。
- (4) 次のことを理解するために、追加的なアウトリーチが必要である。
- ① 投資家が共通支配下の企業結合の実質を評価する際に、一部の要因をその他の要因よりも重視するのはなぜか。
 - ② 共通支配下の企業結合が第三者との企業結合と類似した実質を有している場合に、投資家は類似した情報を要求するのか否か。
 - ③ 共通支配下の企業結合が第三者との企業結合と異なる実質を有している場合に、投資家はどのような情報を必要とするか。
- (5) 本調査結果は、「企業結合から生じるシナジー効果」及び「公正な市場価値を反映した交換」という要因が実質を伴った取引の重要な考慮事項であることを示唆している。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

11. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 第三者との企業結合か共通支配下の企業結合かにかかわらず、企業結合は様々な理由で行われるため、取引の実質の有無を判断するためには、関連するすべての要因及び状況を総合的に評価することが必要である。
- (2) 「企業結合から生じるシナジー効果」が実質の有無を判断する際の要因であると結論付けることは、単純化しすぎているように見える。我々は、それよりも多くの要因があり、おそらく実際にはそれらの要因が組み合わされている可能性があると考えているため、その方向性で追加的な分析を行うことを期待する。

12. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) いかなる取引でも実質はあると考えているため、実質があるかどうかは問題ではなく、実質は何なのかが問題である。(IASB スタッフ)
- (2) 取引に実質があるかどうかはあまり問題ではない。取引には何らかの理由があり、何らかの実質があるように見える。有用である可能性があるのは、その実質が特定の会計上の帰結につながるかという点である。それはつまり、会計処理の新しい基礎を生み出すか、何らかの形で資産の測定が公正価値に近付くことを意味する。
- (3) アナリストは共通支配下の企業結合と第三者との企業結合を大きく異なるものと言っているが、実際には同様の要因を分析している。一方で、両者に対する分析が同じであったとしても、会計処理の結果が同様になるわけではない。
- (4) 取得企業について見た場合、以前有していなかった事業を取得するため、取引は常に実質があるように見える。したがって、実質の有無は有用ではなく、実質の有無が有用となるのはグループ内の組織再編のケースである。最も難しい問題は、外部の債権者が存在するケースである。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

13. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 目的や対価の形式が重要ではなく、公正な対価がすべてのケースに重要であるという点は、IASB のプロジェクトの考え方と一致している。(IASB スタッフ)
- (2) 税務上の理由だけを目的とした企業結合に経済的実質はないのではないか。したがって、税務上の便益の達成が企業結合の経済的実質の有無を評価するための良い要因であるかどうかは不明である。

⇒キャッシュ・フローに変化があるのであれば、実質はあるのではないか。

⇒税務上の便益の達成という要因に関しては、それが取得の目的というだけではなく、実際に税務上の便益が達成されたかどうかについて、キャッシュ・フローを見て判断したい。(IASB Lloyd 副議長)
- (3) 本調査結果において、対価が公正価値を表しているかどうかという要因が強調された点は興味深い。我々は、事業の価値を直接測定することは非常に困難であると理解しているため、これまで IFRS 第 3 号「企業結合」のロジックから離れることを考えて

きた。(IASB Lloyd 副議長)

⇒公正価値測定を進める場合、公正価値測定の背後にある仮定に関する詳細情報を要求する必要がある。

- (4) 投資家は、対価の形式に非常に興味を持っているようである。異なる形式の対価が会計処理に対して何らかの意味があるのか、また投資家が対価の形式に興味を持つ理由に興味がある。また、取引の価値をどのように決定したのか、及び取引によって将来キャッシュ・フローに重要な変化があったかなどの追加的な情報が開示されているのかは疑問である。さらに、企業結合によって赤字体質であった親会社が黒字体質となるかを投資家が注意深く見ていることには非常に興味がある。(IASB 理事)

⇒香港や他の法域では、IPO の際に収益テストや利益テストを行うが、このテストを達成するために買収が行われるケースがある。現在の香港のガイドラインでは、取引の目的や取引の評価などの追加的な情報の開示は要求されていないが、投資家はそのような情報を知りたいと言っていた。しかし、それは共通支配下の企業結合に限られるものではなく、第三者との企業結合でも同様である。

IV. 共通支配下の企業結合－IASB スタッフが開発しているアプローチ

議題の概要

14. IASB スタッフは、共通支配下の企業結合における受入企業の非支配株主が、受入企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通し及び受入企業の経済的資源に対する経営者の受託責任を評価するのに役立つ情報を提供するにあたり、次の3つの会計処理方法について検討を行っている。

歴史的原価 (取得原価の配分)	取得日現在の公正価値の比率に基づき、移転対価を被取得企業の識別可能な資産及び負債に配分するという IFRS 第3号第2項(b)に定められている会計処理方法である。被取得企業の純資産の評価額が移転対価に等しくなり、のれんは認識されない。
現在価値(取得法)	被取得企業の純資産の評価額が公正価値と等しくなる方法であり、のれんが認識される。
簿価引継法	すべての結合当事企業の純資産が簿価のまま引き継がれる会計処理方法であり、のれんは認識されない。

15. また、IASB スタッフは、受入企業の財務諸表の主な利用者の情報ニーズとコスト・ベネフィットが、次のように利用者によって異なると分析し、前項のそれぞれのアプローチが、「便益によって正当化されるコストで受入企業の財務諸表の様々なタイプの主な利用者に対し有用な情報を提供するかどうか」について初期評価を行った。

主な利用者	特徴	歴史的原価	現在価値	簿価引継法
非支配株主 (NCI)	受入企業に対し無限の持分を有しており、BCUCC 取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。残余持分リスクにさらされている。	提供しない	提供する	提供しない
債権者及び 融資者	受入企業に有限の持分を有しており、BCUCC 取引は彼らの既存持分に影響を与える可能性がある。信用リスク及び流動性リスクにさらされている。	提供しない	提供しない	進行中
最終支配企業	BCUCC 取引の前後ですべての結合当事企業を支配する。情報ニーズを満たすにあたり受入企業の財務諸表のみに依拠しない。	提供しない	提供しない	提供する
予想される 出資者	BCUCC 取引時において結合当事企業のいずれにも既存持分を有しない。	提供しない	進行中	進行中

16. 前述の IASB スタッフの分析に対し、次のように ASAF メンバーへの助言が求められた。
- (1) IASB スタッフは、特定のアプローチが、「便益によって正当化されるコストで受入企業の財務諸表の様々なタイプの主な利用者に対し有用な情報を提供するかどうか」について初期評価を行った。各アプローチに関する IASB スタッフの評価に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。
17. また、IASB スタッフは、非支配株主に影響を及ぼす取引について様々な現在価値アプローチを検討してきたが、2018 年 6 月の IASB ボード会議において、IASB ボードは IASB スタッフに対して、IFRS 第 3 号に示された取得法に基づくアプローチを開発し、非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に関して最も有用な情報を提供するように取得法を修正すべきかどうか及びどのように修正すべきかを検討するよう指示があった。考えられる修正には、受入企業が次のうち 1 つ又は複数を行うという要求事項が含まれる可能性がある。
- (1) 追加的な開示を提供する。
 - (2) 取得した識別可能な純資産の超過額を、利得として認識せずに、資本の拠出として認識する。
 - (3) 超過対価をのれんの当初測定に黙示的に含めるのではなく、資本の分配として認識する。この超過額の測定は、例えば、取得した事業の公正価値との比較（いわゆる「シーリング（上限）アプローチ」）又は IAS 第 36 号「資産の減損」における減損テストの仕組みの適用（いわゆる「改訂シーリングアプローチ」）によって行うことが考えられる。
18. 非支配株主に影響を及ぼす共通支配下の取引について、前項の内容に関して、次のとおり ASAF メンバーへの助言が求められた。
- (1) IASB スタッフの初期評価は、取得した識別可能な純資産の公正価値が移転対価の公正価値を超過する金額は、損益計算書の利得（負ののれん）ではなく、資本の拠出として認識されるべきであるということである。スタッフの初期評価に同意するか。同意しない場合、その理由は何か。
 - (2) (1) 以外で共通支配下にある企業結合について取得法の要求事項を変更すべきと考えるか。変更すべき場合、シーリング・アプローチ、改訂シーリング・アプローチ、または別のアプローチのどれを選好するか。
 - (3) 既存の IFRS 基準ですでに要求されている開示に加えて、共通支配下の企業結合について、どのような開示を求めるべきと考えるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

19. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

(特定のアプローチが「便益によって正当化されるコストで受入企業の財務諸表の様々なタイプの主な利用者に対して有用な情報を提供するかどうか」についての初期評価に関して)

- (1) 非支配株主には、非常に少ない持分を多くの人数が保有する場合から、単独で 49% を保有する場合まで、様々な構成や属性が考えられ、それにより情報ニーズが異なると考えられることから、必ずしも取得法が有効な情報を提供するとは限らないと考えられる。
- (2) IASB スタッフは 4 種類の利用者を特定して分析を行っているが、一般目的財務報告であることを前提とすると、主要な利用者の共通の情報ニーズを分析するべきである。このため、特定の利用者に焦点を当てるのではなく、4 種類の利用者のニーズを調整する必要がある。

(2018 年 6 月の IASB ボード会議の内容に関して)

- (3) 共通支配下の取引の中に等価交換とは見られないものがあることは理解するが、基準の開発に際しては、共通支配下の取引は等価交換であるとの前提でモデル開発を行うことが必要と考えられる。仮に等価交換でない取引を前提として開発を行う場合、関連当事者との取引等、現在は等価交換を前提としている他の多数の取引についても、検討が必要になると考えられる。

20. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

ASBJ の発言に同意する、次のような意見があった。

- (1) 非支配株主が関連する場合に、それが何を意味するかを理解することは重要だと考える。
- (2) ある利害関係者グループのニーズを強調することは、概念フレームワークを基礎としているとは言えない。
- (3) 通常、測定、利害関係者の保護、意思決定などの面で、会社法の多くの側面に支配

され、またアームズ・レングス・ルールに基づき、取引がどうあるべきかが決定される。このため、分配や拠出といった概念を出発点として想定するのは難しいと考える。

⇒多くの法域において非支配株主を保護するためのルールがあることは理解しているが、そのようなルールがない法域があることも認識しており、このような状況に対し検討を続けなければならないと考えている。(IASB Lloyd 副議長)

⇒保護がない法域を、例外的ではなく通常のケースとして仮定しているという事実に対して問題があると考えている。

参加者のその他の発言

21. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 取引に、IFRS 第3号の下で企業結合として取り扱われる経済的実質がある場合、IFRS 第3号にいくらか変更を加えた類似のアプローチが適用されると考えられるが、経済的実質がないのであれば、簿価引継法を適用する可能性があると考えている。
- (2) 多くの場合、識別可能純資産の公正価値、自己創設のれんを含む事業の公正価値、及びシナジーを算定することは実務的には困難であると考えられることから、公正価値を用いたアプローチの開発を支持しない。
- (3) 我々の法域では、規制事業ではない限り、個別財務諸表を作成・提出する義務は存在しないため、投資家は取引の多くを把握していない。このような状況ではあるが、非支配株主を含む第三者が存在する場合には、公正価値がより適切であると考えられる。
- (4) 一部の法域では、資源やインフラに関する十分な評価がないため、現在価値を用いることは困難となる可能性がある。
- (5) 検討において、親会社の株主の視点を考慮に入れると、より良い議論となると考えられる。
- (6) 取得法を出発点とすることに同意する。また、取得法と簿価引継法を比較するという観点から言えば、簿価引継法は比較情報の再表示を伴う点が重要な差異である。新会社の設立やIPOの状況を考えると、当該比較情報が有用であり、取得法に比べ情報量が増えるとの見解がある。
- (7) 利用者のニーズに基づいて異なる会計処理モデルを分析する出発点は適切であると考えているが、今後の進め方としては、各利用者のニーズに合わせて議論をするのではな

く、会計モデルの忠実な表現に対処すべきか否かを検討しなければならないと考える。また、このように利用者のニーズ別に議論をするのであれば、潜在的な利用者のニーズを考慮すると異なる結論となる可能性があることに留意すべきと考える。

- (8) 公正価値と異なる対価を支払う場合、この部分を資本取引と捉えることは概念的には正しいと考える。しかし、シーリング・アプローチ及び改訂シーリング・アプローチについては現段階では同意できない。

V. 基本財務諸表

議題の概要

22. 現在、IASB は、基本財務諸表プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）に着手しており、これまでに様々な論点について審議を行ってきた。本プロジェクトは、IASB のプロジェクト分類上、リサーチ・アジェンダとして位置付けられている。
23. 今回の ASAF 会議では、本プロジェクトをリサーチ・アジェンダから基準設定アジェンダに移行させることについて、ASAF メンバーに対し助言が求められた。プロジェクトを基準設定アジェンダに追加するという意思決定を行う前に ASAF 会議に対して諮問することは、IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」（以下「DPH」という。）第 5.6 項において求められている手続でもある。

（背景）

24. IASB のプロジェクトは通常、リサーチ・アジェンダ又は基準設定アジェンダに分類される。IASB のデュー・プロセス上、リサーチ・アジェンダに分類される場合には公開草案（ED）を公表することができないが、ディスカッション・ペーパー（DP）を公表することができる」とされている。一方、基準設定アジェンダに分類される場合には ED を公表することも、DP を公表することもできるとされている¹。
25. 本プロジェクトはこれまで、IASB のリサーチ・アジェンダに分類されてきた。IASB は、本プロジェクトの最初のデュー・プロセス文書を ED と DP のどちらにするのかについて、現段階では決めておらず、IASB スタッフは、2018 年の後半に IASB に対して ED か DP かの意思決定を求める予定であるとしている。しかしながら、IASB スタッフは、当該意思決定に先立ち、本プロジェクトをリサーチ・アジェンダから基準設定アジェンダに移行すべきか否かを IASB に対して問うことを予定している。

（プロジェクトを基準設定アジェンダに追加するための要件）

26. DPH では、プロジェクトを基準設定アジェンダに追加する場合又は既存の基準に対して大規模な修正を行う場合、IASB は、主として財務報告書の利用者のニーズを基礎とする一方で当該情報を作成するためのコストも考慮し、プロジェクトをアジェンダに追加することの利点を評価することとされている。提案されたアジェンダ項目が利用

¹ DPH 第 4.12 項では、リサーチ・アジェンダの主たる成果物として DP 又はリサーチ・ペーパーが想定されている旨が記載されている。しかし、DPH 第 5.5 項では、DP を公表しなくても十分な情報があり、問題点及び解決策を十分に理解していると IASB が判断した場合には、基準設定アジェンダに追加する前に DP を公表することは要求されない旨が記載されている。

者のニーズに対処するか否かを検討する際に、IASB は次のことを考慮することとされている（DPH 第 5.4 項）。

- (1) 特定の種類の取引又は活動が財務報告書において報告されている方法に欠陥があるかどうか。
- (2) 財務報告書を利用する人々にとっての当該事項の重要性
- (3) 提案の影響を受ける可能性の高い企業の種類（当該事項が一部の法域で他よりも一般的であるかどうか。）
- (4) 特定の財務報告の論点が企業にとってどれだけ広がり又は深刻さがあり得るか。

27. DPH はまた、財務報告を改善することの便益がコストを上回ると考える場合に限り、IASB はプロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきであるとしている（DPH 第 5.7 項）。

（IASB スタッフの分析と結論）

28. IASB スタッフは、本プロジェクトが本資料の第 26 項及び第 27 項に記載した「プロジェクトを基準設定アジェンダに追加するための要件」を満たしている旨の分析結果を示しているものの、本プロジェクトを基準設定アジェンダに追加すべきか否かについての結論は示していない。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

29. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) リサーチ・アジェンダのまま公表される DP と、基準設定アジェンダで公表される DP に違いはあるか。
- (2) 次のステップとしては、リサーチ・アジェンダのまま DP を出すことを支持する。そこで実現可能な対応案を見つけたうえで基準設定アジェンダに移行すべきである。
- (3) このプロジェクトには、まだ議論が継続している問題がいくつか残っており、またこれまでのスタッフ提案が限られた企業を対象とした初期調査を基礎として行われている点を懸念している。我々は、本プロジェクトを支持するが、関係者の意見を広く集めるためには、次のステップとして DP を公表する方が効率的で効果的だと考えている。

30. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) リサーチ・アジェンダで公表する DP と、基準設定アジェンダで公表する DP は形式的には同じだが、前者は問題の解決策よりも問題の所在がどこにあるかにより焦点を当てたものであり、その後のデュー・プロセスでプロジェクトの継続要否を決定することになる。一方、後者の場合は基準を変更することを前提として出される点に違いがある。(IASB スタッフ)
- (2) 基準設定アジェンダに移行することを支持する。ただ、金融機関への影響、投資活動と財務活動の区分の方法やキャッシュ・フロー計算書との関連性など、多くの課題がまだ残っている。
- (3) 基準設定アジェンダに移行することを支持する。実務上、財務諸表の表示は非常に多様性があり、企業によってかなり異なっているため、基準を設けることが必要である。
- (4) 基準設定アジェンダに移行することを支持する。2018年6月に開催された資本市場諮問委員会(CMAC)・世界作成者フォーラム(GPF)合同会議では、本件を前に進めていくことについて強い賛同を得られたと認識している。これが時間を要するプロジェクトであることを懸念しており、すぐに前に進めていく必要がある。場合によっては一部分を先行して開発し、残りの部分を DP の対象にする方法もあると思う。
- (5) 基準設定アジェンダに移行することには反対する。基準設定アジェンダに移行する要件に「影響を受ける可能性の高い企業の種類」が挙げられているが、これまでの議論が製造業には当てはまるとしても、金融業及び金融コングロマリットに対する影響がはっきりしていない。我々の法域の企業はサービス業が多く、仮に基準設定アジェンダに移行するとしても、次は DP を公表すべきである。
- (6) 次のデュー・プロセス文書は DP が適していると考える。業種によって適切な表示方法は異なると考えられる。IASB は業種別の会計基準を定めておらず、それが本プロジェクトを困難なものとしている。例えば採掘企業と小売企業は、通常、異なる表示モデルを使用するため、柔軟性があることにはメリットもある。企業によって最適な方法は異なるのではないか。同じ取扱いを求めると、結果として、会計基準の外での調整が増えてしまうことになるのではないか。
- (7) 基準設定アジェンダの要件を満たしていると思うが、金融機関の取扱いについては開発に向けて多くのやるべきことが残っている。
- (8) 利用者からは、財務諸表の分解レベルが適切ではないため、代替的業績指標や Non-

GAAP の開示に頼らなければならない現在の状況は適切でないというフィードバックを受けている。そのため、我々は財務報告の改善の便益がコストを上回るという予備的な評価に反対はしないが、コストが便益を上回る場合のコストをどのように定義するかは課題だと考えている。作成者は変更を望まないだろう。また、リサーチ・アジェンダに残すことは、まだ問題があるかどうかを議論するフェーズであるかのような印象を与える。我々は問題があるかどうかではなく、問題をどのように解決すべきか議論するフェーズに移行させるべきと考えているため、基準設定アジェンダに移行させることを支持する。

- (9) 基準設定アジェンダに移行すべきかどうかの議論は、次のステップを DP にするか、ED にするか議論と合わせて行うべきだと思われる。
- (10) 我々の法域では、基準設定アジェンダに移行することに賛成しているメンバーがいる一方、まだ本プロジェクトが様々な論点で議論が継続中であることから基準設定アジェンダに移行するのは時期尚早と考えるメンバーもいる。IASB が限定的なサンプル分析しか行っていないことについて、サンプル数をもっと増やすべきであるとの意見も聞かれた。
- (11) 基準設定アジェンダに移行することに同意する。しかし、財務業績計算書を 3 つのセクションに区分することや用語の定義をどうするか等の多くの重要な課題が残っているため、次のデュー・プロセス文書には DP が適していると考ええる。
- (12) 長年にわたって利用者にとって関心の高い分野でありながら、対応されてこなかったことについては不満があるが、利用者からは多くの改善点や前向きなフィードバックが寄せられている。日本を含む世界中の作成者からも意見を聞いたことがある。金融セクターについては検討すべきことが多いが、サービス会社については、うまくいくのではないか。(IASB 理事)

VI. AcSB による業績指標の報告のためのフレームワーク

議題の概要

(背景)

31. 経営者は、財務諸表、経営者による財政状態及び経営成績の検討と分析 (MD&A)、ウェブページ等を通じて、市場関係者に企業の全体的な業績、財務の状況、将来の見通しについて伝えている。この際、業績指標を提供することで、報告を補完していることが多い。
32. このような業績指標には目的適合性があるため、取締役等は業績指標を監視している一方、投資家等の利用者は、企業が提供する業績に関する情報を理解することとなるため、業績指標は利用者の意思決定に影響を与えている。
33. しかし、業績指標の使用が増加するにつれて課題が発生し、多くの利用者は、透明性のある開示等、より良い品質の業績指標が報告されるように改善を求めている。
34. GAAP 業績指標は会計基準に従って作成されており、通常は監査等による保証の対象となる。一方で、Non-GAAP 業績指標については、これらの業績指標をどのように開示し報告するかについてのガイダンスはほとんどなく、通常は監査等による保証の対象とならない。その結果、期間、企業、又は業種によって、業績指標の報告に一貫性、比較可能性及び透明性が欠如している場合がある。
35. AcSB では、経営者が財務諸表の外で業績指標を報告することを選択した場合に、利用者にとっての業績指標の有用性と透明性を高めるために、フレームワークを開発している。

(業績指標報告のためのフレームワーク)

36. 本フレームワークは、企業が財務諸表の外で業績指標を開発し、報告することを選択した場合の原則を記載している。
37. 本フレームワークを使用することで、高品質の業績指標の報告が促進される。ただし、本フレームワークを使用することは、企業の規制上の要求事項を満たすことと同じではない。
38. 本フレームワークは、会計基準に従い作成された財務諸表 (注記を含む。) において報告された財務業績指標を対象としたものではなく、これとは別個に報告された、財務諸表の一部を構成しない業績指標に適用される。
39. 本フレームワークは、目的適合性、忠実な描写、首尾一貫性、比較可能性、検証可能

性、適時性、理解可能性の7つの特性を取り上げ、利用者に有用性のある業績指標の特性を記述している。

40. 業績指標が有用であるためには、まず目的適合性があり、価値の実現または価値を創出する能力（「完全」で、「中立」で、「重要な誤謬がない」ことを含む。）を忠実に描写しなければならない。
41. 首尾一貫性、比較可能性、検証可能性、適時性及び理解可能性は、業績指標の有用性を補強するものである。これらの特性は、可能な限り最大化すべきである。ただし、時にはこれらの特性はトレードオフの関係にある。
42. 業績指標及びそれに関する報告された情報は、それが誤表示された場合に利用者がその企業に関する情報に基づいて行う決定に影響を及ぼす可能性があるときには重要性がある。重要性は企業固有の判断であり、特定の状況を評価することによって行われる。
43. 本フレームワークでは、企業が戦略、目標及び目的を効果的に伝達するにあたって、業績指標を開発または構築するために使用する次の4つの柱を示している。

第1の柱：忠実に描写できる目的適合的な業績指標を選択する。

第2の柱：重要性及び費用対効果の制約を適用する。

第3の柱：方針、統制、及び手続を確立する。

第4の柱：ガバナンスの実践により強化する。

（今後のステップ）

44. AcSBでは、フィードバックを受け、2018年12月には本フレームワークを最終化する予定である。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

45. 本件について、ASBJから特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

46. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 有用性のある業績指標の特性として挙げられている首尾一貫性は、時間軸における一貫性だけでなく、企業間の一貫性、他の項目との一貫性についても考慮すべきであ

る。

- (2) 財務諸表の外における情報のうち、経済環境とデータの利用可能性について注意が必要である。前者は、投資家は価値が上昇する側面に注目しているが、経済情勢が悪化している場合でも有用な指標であるべきである。また、後者は、近年ウェブサイト等で以前より簡単に内部情報にアクセスできるようになっており、それらは財務情報より有用な可能性がある。(IASB 理事)
- (3) 企業は比較可能なレベルで開示を行っているわけではないので、比較可能性を求めるとすると時間がかかる可能性がある。むしろ首尾一貫性の方がより重要である。(IASB 理事)
- (4) 本フレームワークは有用だと思われるが、強制適用ではないことから企業間の比較可能性について懸念する声が聞かれた。また、ほとんどの法域で Non-GAAP 情報を開示するための法律及び規制を有しており、本フレームワークと両立できるかについては疑問が残る。
- (5) 利用者からは業種別の指標を標準化することを求める声があり、それを実現するのは困難だと思うが、典型的な指標が何であるかについて情報を収集することで、ガイダンスの作成に資するのではないか。(IASB 理事)
- (6) ガイダンスが原則ベースであればあまり問題にはならないが、法令で非財務情報の要求事項が定められている現状で、ガイダンスが規範的なものであると両立しない可能性がある。
- (7) 利用者が求めている情報は規範的なもので、国内の企業間比較だけでなく他国との企業間比較が可能な情報を望んでおり、このガイダンスでそれが達成できるかは疑問が残る。(IASB 理事)
- (8) 財務諸表の外には多くの情報があるので、そこに焦点を当てることはよいことである。その際、重要となるのは透明性である。積極的に開示を行う企業においては問題ないであろうが、開示に積極的ではない企業の開示にどうやって透明性を確保するかが論点となる。

VII. 有形固定資産一意図した使用前の収入

議題の概要

47. 2017年6月に公表されたIASBの公開草案(ED/2017/4)「有形固定資産一意図した使用の前の収入」(IAS第16号の修正案)(以下、本議題において「本公開草案」という。)で提案されていた主な内容は次のとおりである。

- (1) 有形固定資産項目の取得原価から、当該資産を経営者が一意図した方法で稼働可能にするために必要な場所及び状態にする間に生産された物品の販売による収入を控除することを禁止する。そのような物品の販売による収入及び当該物品の生産コストは、純損益に認識する。
- (2) IAS第16号「有形固定資産」第17項(e)に定められている「試運転」の意味について、有形固定資産項目の技術的及び物理的な性能について正常に機能するかどうかを評価するものであり、資産の財務業績の評価は含まれないことを明確化する。

48. プロジェクトに関する主要な論点は、次のとおりである。

- (1) 販売収入が収益(revenue又はincome)として純損益に認識されること
- (2) コスト配分について生じ得る潜在的なばらつき
- (3) 資産が使用可能とみなされる時点
- (4) 異なる産業における本論点の重要性及び業界固有のガイダンスの要否
- (5) この分野における明確かつ透明性の高い情報開示の重要性と開示負荷に関する懸念とのバランス

49. 議論を進めるにあたり、考えられるアプローチとして次の3つのアプローチが示された。

- (1) アプローチ1：本公開草案の修正案をほとんど修正なしで進める。
- (2) アプローチ2：本公開草案の修正案を若干変更して進める。

これについて考えられる変更として、次の項目が挙げられている。

- ① 販売された品目の生産コストの識別に関する原則を含める。
- ② 本公開草案に含まれた「試運転」の定義を拡大する。

- ③ 有形固定資産項目が使用可能になる前に生産された品目の販売について、例えば次のような具体的な開示に関する要求事項を追加する。
 - (a) 当該期間の純損益に認識された販売収入の金額
 - (b) (a)について販売された物品の性質の説明
 - (c) (a)について販売収入に対応するコストの金額及び当該コストを決定するために使用された方法
- (3) アプローチ 3：まず現行の IAS 第 16 号に開示に関する要求事項を追加し（ステップ 1）、その後に代替的な基準設定アプローチを検討する（ステップ 2）。
- (ステップ 1) IAS 第 16 号に次の開示を追加する。
- ① 当該期間中に有形固定資産項目のコストから控除した販売による収入の額
 - ② 企業が有形固定資産項目の使用可能日をどのように決定したかについての説明
- (ステップ 2) 代替的な基準設定アプローチとして次のいずれかを検討する。
- ① IAS 第 16 号を改訂して、有形固定資産項目が使用可能となる時点を明確にすることを提案するかどうか。
 - ② 採掘活動に関するリサーチ・プロジェクトの一環として、意図した使用の前の販売収入の論点を検討する。

50. IASB スタッフはアプローチ 1 を採用することを提案していたが、受領したコメント・レターが多かったことから、IFRS 解釈指針委員会の会議では、アプローチ 1 は支持されず、アプローチ 2 を支持する意見が多かった。

51. 今回の ASAF 会議で ASAF メンバーは、このプロジェクトの進め方について IASB への意見を求められていた。特に第 49 項のどのアプローチを支持するか、または代替的なアプローチはあるかについての意見を求められていた。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

52. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 本公開草案で取り扱われる論点の要因となった試運転に係る正味の収入が試運転コストを超過するような状況は、限定的な業界におけるものであると理解してい

る。また、その他の多くの業界では、首尾一貫して適用されていると考えられる。ガイダンスは限定的な業界に必要なかもしれないが、現行の基準を変更する必要性は乏しいと考えられる。

- (2) ただし、本公開草案で「試運転」の定義を明確化する取組みや開示に関する要求事項を追加することは、現状を改善する可能性があるため支持する。

53. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) 他の ASAF メンバーの意見と同様に、収入に対応するコストの把握が大きな負担になる点を懸念している。今回の議論の中心になっている採掘業界を除く他の業界では、取得原価に対する収入に重要性はなく、また、収入がコストを上回ることはほとんど想定されないが、そのような場合においても、収入を純損益で認識すると、対応するコストを把握する必要があり、非常に負担が大きい。会計基準を変更するのではなく、意図した使用の時点の明確化や収入がコストを上回る場合の取扱いを明確にすることで足りるものと考えられる。

- (2) 提出済みのコメント・レターで言及したとおり、販売収入を有形固定資産の取得原価から控除するのではなく、収益で認識するという基本的な考え方に同意する。これにより、負の資産が発生することも防止される。意図した使用の時期やコスト配分については、財務諸表作成者の判断が含まれる余地があることから、アプローチ 2 をより明確にすることに同意する。コスト配分については、IAS 第 2 号「棚卸資産」のような一般的な原則で足りるものと考えている。

- (3) 我々の法域では、石油業、ガス業及び鉱業が株式市場の時価総額の 20% を占めており、この論点が重要と考えられる法域の一つである。なお、年次報告のみならず、四半期報告の観点での検討も必要である。アプローチ 1 には同意できず、アプローチ 2 及び 3 の組み合わせが適切と考えている。コスト配分に関して、当該コストの算定は粗利益に影響し、当該粗利益は企業の将来を予測するにあたって重要であるため、体系的なコストの把握方法を整理する必要があると考えている。

- (4) アプローチ 2 にいくつかの大きな修正を加えるのがよいと考えている。そもそも、この問題は採掘業界における会計処理にばらつきがあることが問題となって発生したものであると考えている。採掘業界における意図した使用がいつからであるのかについて試運転の定義を再検討することは、他の業界にも適用される基準の開発につながる可能性がある。また、この問題について、開示の拡充で対応するという考え方については、会計処理をどのように行うかが重要であることから、まずは適切な会計

処理が行われる仕組みを検討する必要があると考えている。

(5) 我々の法域でも多くの懸念が聞かれている。また、この議論は採掘業界における企業の成熟度や規模によって意見が分かれている。また、採掘業界以外の全産業において、異なる課題があると考えている。

(6) 本公開草案に賛成できず、アプローチ3が最も我々の考えに近いと考えている。意図した使用の明確化に焦点を当てることは有用かもしれないと考えている。その方法としては要因分析が考えられる。ただし、100 ページにもわたるものを想定しているわけではない。様々な意見が聞かれる中、重要な金額の収入を取得原価から控除している業界はどの業界か、現状どのように会計処理しているかを把握することが非常に重要であると考えている。その結果、採掘業界において首尾一貫性が欠如する可能性があり、それに重要性があることが認識されるのであれば、短期的には開示により対応し、その後、リサーチ・プロジェクトで対応することが実用的な進め方であると考えられる。また、早期にこのプロジェクトを進めるのであれば、試運転のコストを上回る収入について純損益で認識すべきか資産の控除として扱うべきかについて整理することが考えられる。

(7) 我々の法域にとって採掘業界の重要性は高いが、本公開草案について大きな懸念は聞かれていない。採掘業界に特化した問題であることから、全業界を対象とするよりは、採掘業界のプロジェクトとして扱う方がよいかもしれないと考えている。もし、すべての業界を対象に検討を進めるのであれば、特定の有形固定資産の原価としての何が歴史的な原価であるか、概念フレームワークにおいて特定の資産の原価は何かを検討することを提案する。

真の問題は何か、その問題の広がりほどの程度かを理解することが重要であり、広い意味でのアプローチ3を支持する。我々は有形固定資産が使用可能となる時点の検討が真の問題と考えており、実際の収入の取扱いの検討はそれほど重要でないと考えている。IASBによる、我々の法域の採掘事業を営む企業へのヒアリングによると、収入を純損益で認識することについて肯定的であったとのことであるが、これは、大企業において、本公開草案による会計処理への影響は大きなものではないためと考えられる。

(8) アプローチ1に同意している法域が1つ、アプローチ3に同意する法域が2つあった。しかしながら、そのうちの1つは、その影響が大きいのは、採掘業界であり、IASBが採掘業界のリサーチ・プロジェクトにおいて検討した結果であることから有用と考えている。IASBは企業が成熟したコスト配分の体系を持っていると想定しているようだが、別の法域は間接費の配分を、実務上、困難なものと考えている。開

示について同意するが、意図した使用前の収入についての開示については、多くの業界にとっては IAS 第 16 号の要求事項について、問題がないと考えられるため反対するとの意見も聞かれた。

(9) 基本的に、コスト配分等、他の法域と同様の懸念を持っており、本公開草案に反対である。仮に、この議論が特定の業界から出たものであれば、アプローチ 3 により対応することが適当と考えている。

(10) もともとの問題は、取得原価から控除できる収入は試運転に係るもののみか、当該控除の金額は資産の金額を上限とするかについての文言の問題であった。検討の結果、文言の修正ではなく、基準を変更する必要があると考えた。取得原価から控除する収入を限定するためには、試運転から生じる収入とこれと極めて類似する収入とを区分する必要があるとあり、会計処理がより複雑となる一方で情報の有用性が低下する可能性もあるため、すべての収入を収益として報告することでよりよい情報を提供すると考えられた。

本日の議論の結果、各法域の意見は様々であった。アプローチ 1 に賛成する法域はなかった。アプローチ 3 により、開示の拡充により対応する方法、採掘業界への対応を個別に検討すること、意図した使用が可能になる時点が根本の問題であるとの意見が聞かれた。アプローチ 2 を支持する法域においても、コスト配分については一般的な定めのみであることから、IAS 第 2 号にかかる基準や IFRIC 解釈指針第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」を考慮することや、直接費のみを考慮して間接費を除く等、より詳細に検討する必要があるのではないかとの意見が聞かれた。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

54. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 我々の法域ではこの議論をあまり聞かないが、採掘業界に特有のガイダンスがある。この議論が採掘業界に重要なものか又は他の業界にとっても重要なものかを考え、すべての業界にとって解決が必要であれば、収入を取得原価から控除すべきかという論点と、意図した使用の時点はいつであるかの 2 つの論点があると考えている。

(2) 採掘業界においてその収入に重要性はない場合でも GAAP 又は Non-GAAP における主要な業績指標 (KPI) に重要な影響を与える場合があり、その場合には重要性があることを意味すると考えられる。(IASB スタッフ)

VIII. のれん及び減損

議題の概要

55. 今回の ASAF 会議では、のれん及び減損の研究・プロジェクトにおいて検討されている開示の改善のためのアプローチについて議論がなされ、次の点に対する ASAF メンバーの見解が求められた。

(1) IASB ボードが検討することを暫定的に決定した開示

- ① 企業結合で取得した識別可能純資産の価値を上回るプレミアムを支払った理由、購入対価の根拠となった主要な目標又は仮定、及び、その後の各年度における当該目標又は仮定と実績との比較
- ② 各年度における過去の企業結合ごとののれんの内訳（のれんの帳簿価額が回収可能である理由を説明する。）
- ③ 各年度における減損テストのためにのれんが配分されている資金生成単位（又は資金生成単位グループ）のヘッドルーム（資金生成単位（又は資金生成単位グループ）の回収可能価額が帳簿価額を上回っている金額）に関する情報

(2) IASB スタッフが検討している考えられる追加的な開示

- ① 企業結合が生じた事業年度及び企業結合後の最初の 2 事業年度における取得した事業の収益（revenue）及び営業利益（operating profit）の金額
- ② 各企業結合において引き受けた負債に関する情報
- ③ 取得した事業の営業利益を基礎とする実効税率（effective tax rate）

(3) 便益を超える作成者のコストを生じさせることなく、企業結合、のれん及び減損に関するより良い情報をより適時に利用者に提供する可能性があるその他の考えられる開示についての提案

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

56. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- | |
|--|
| <p>(1) 日本のアナリストとのインタビューから、一部の日本のアナリストも、取引ごとののれんの分解情報を含む追加の開示を要求していることが識別されている。</p> |
|--|

- (2) しかし、被取得企業の事業は多くの場合に取得企業の事業と統合されることから、取引ごとののれんの金額のトラッキングは困難であることが考えられる。また、のれんの減損テストの単位が必ずしも取引ごとでないことを考慮すると、情報の有用性が限定的である可能性も考えられる。
- (3) その他の考えられる開示としては、一部の日本のアナリストから経営者がどのように減損を認識する時期を決定したかに関する開示として、例えば、経営環境や経営戦略がどのように変化し、その変化が使用価値の見積りに使用されるインプットにどのような影響を与えたかに関する開示が有用であるとの見解が聞かれている。

57. ASBJ からの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

- (1) のれんの金額のトラッキングは非常に複雑であり、コストと便益の慎重な分析及びフィールドテストを行う必要がある。企業結合が成功しているか否かに関する情報については、利用者からのニーズが聞かれる一方で、被取得企業の事業は取得企業の事業に統合されるため開示を行うことは困難である。開示を要求する場合には目的に基づくものとする必要があり、目的を達成するために提供される情報は、企業結合の目的により異なることが考えられる。ヘッドルームに関する開示は、減損テストの単位によってはセグメント又は報告企業全体の価値の開示を要求することに繋がる点で問題があるといえる。
- (2) 企業結合とのれんの減損に関する情報について改善が必要とする問題認識は理解するが、現在の提案に基づいて、問題が解決されるような情報が提供される結果となるのかという点では懸念がある。何を開示するか、何年間開示するかのいずれについても、原則に基づく要求を定める方が、目的が達成されやすいと考えられる。のれんの減損に関する開示については、我々の法域の投資家の見解として、使用された成長率や割引率などの仮定だけでなく、なぜそれらの仮定が選択されたのかについての理解に資する情報がより有用であるとの見解が聞かれている。
- (3) 質問への回答を寄せたすべての法域が、IASB の提案事項の全部又は一部は、有用な情報を提供するとする見解を述べた。一方、複数の法域から、企業結合ごとの情報をトラッキングすることの困難性、恣意的な仮定や判断に基づく情報を開示することに関する監査又は法令遵守上の問題、コストと便益の観点からの懸念などが指摘されている。また、開示の改善だけでは「too little, too late」の問題に対処することはできないため、開示は会計モデルと併せて検討する必要があることを指摘する法域も複数あった。

- (4) 被取得企業の事業がいかに取得企業の既存の事業と統合されるか把握できるようにすることは、のれんの金額のフォローアップの観点から非常に重要であると考えられる。また、ヘッドルームの開示については、ヘッドルームが僅かしかなく、減損テストに使用される仮定の軽微な変更が減損の引き金となるような場合に限定して開示を要求することも考えられる。
- (5) 企業の規模が大きいほど、企業結合が複合的に続く可能性が高くなり、複雑性が増大することに留意する必要がある。追加の取得だけではなく、売却や再編もあり得る。また、企業結合がうまくいっているのかという質問は、オーガニックに成長している企業にも向けられる可能性がある。それは一般的な事業戦略に関する議論であり、財務諸表における注記よりも、MD&A などを通じた情報提供がより適している可能性がある。
- (6) 追加的な開示として、投資の回収期間の開示は利用者にとって有用である可能性がある。なお、投資の回収期間を開示するためには、のれんを分解して経営者が事業を管理する方法を検討する必要があるため、回収期間にわたってのれんをトラッキングすることも考慮に入れたコストと便益の分析が必要となるだろう。
- ⇒投資の回収期間の開示は、のれんが償却される場合における償却期間の開示と関連付けた議論がなされることもある。投資家の中には、投資の回収期間について理解するうえで、償却期間の開示が有用であるとの見解も聞かれている。(IASB スタッフ)
- (7) 企業結合の背景や、業績目標と実績との比較による開示の拡充の方向性は支持できるが、一部の情報は機密性が高く、検証が困難であることを考えると、作成者を含む市場関係者の見解を聞く必要があるだろう。また、企業結合ごとののれんの内訳の開示についても反対はしないが、コストと便益の観点からの検討が必要である。ヘッドルームの開示は難しい課題であると考えられる。
- (8) プレミアムを支払う理由に関する情報は非常に重要であり、既に取締役会、株主、投資家に提供されていると考えられるため、少なくとも我々の法域では開示が支持されるであろう。一方、企業結合後の期間における取得した事業の収益及び営業利益の金額の開示については、企業結合後に事業形態が変更されるケースも考慮すると、あまり支持が得られないと考える。
- (9) プレミアムを支払う理由の開示と、既に要求されているのれんを構成する定性的要因の開示との差異が理解できないため、明確にする必要があるのではないかと。また、このような情報の開示は利用者にとって有益であるかもしれない一方、競争上の優

位性を保つうえでセンシティブな情報であるため、ボイラープレートな開示となることを防止すること又はそのリスクを軽減することが重要である。ヘッドルームの開示については、企業の価値を自ら報告することに繋がるため、概念フレームワークに照らすと、財務報告の目的と整合しないことが考えられる。

(10) のれん及び減損の研究・プロジェクトにおいて検討されている、買収の戦略的な目標やその実績に関する説明の開示は、IFRS 第8号「事業セグメント」の開示要求の改善との相互関連性があると考えられる。

IX. 開示に関する基準レベルのレビュー

議題の概要

58. IASB は、「開示に関する取組み」に関連して、的を絞った基準レベルのレビューを行う予定である。また、IASB は、当該レビューを進めるために、IASB 自身が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成の際に使用する「IASB のためのガイダンス²」を開発することを予定している。
59. 今回の ASAF 会議では、「IASB のためのガイダンス」とレビュー対象とする基準の選定について、ASAF メンバーに助言が求められた。

(的を絞った基準レベルのレビューの進め方)

60. IASB は、次の手順で基準レベルのレビューを行うとしている。
- (1) 「IASB のためのガイダンス」を開発する。
 - (2) 基準レベルのレビューの対象として1つ又は2つの基準を選定する。
 - (3) 上記(2)で識別した基準に対し、上記(1)において開発した「IASB のためのガイダンス」を使用してレビューを行うことにより、当該ガイダンスをテストする。
 - (4) レビューの結果、上記(2)で識別された基準に対する修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求める。

(IASB のためのガイダンス)

61. IASB は、次の手順で「IASB のためのガイダンス」を開発するとしている。
- ステップ1：IASB が開示目的をどのように用いるのか
- ステップ2：開示目的及び開示要求の内容を開発する際に IASB が用いるプロセス
- ステップ3：IASB がどのように開示目的及び開示要求の文案を作成するのか
62. ステップ1について、IASB は、2018年5月のIASB ボード会議において次の暫定決定を行った。
- (1) すべての開示要求の基礎を1つ又は複数の具体的な開示目的に置く。これらの目

² 「IASB のためのガイダンス」はデュー・プロセス文書として開発するのではなく、IASB ボード会議の決定を根拠として（事務局注：いわばIASB の内規として）開発することとされている。当該ガイダンスに対する利害関係者からの正式なフィードバックは、将来、当該ガイダンスを基準設定に使用する際に得ることが予定されている。

的は、当該情報が財務諸表の主要な利用者にとって有用である理由、及び財務諸表の主要な利用者が当該情報をどのように扱うと見込まれるのかを説明すべきである。

- (2) すべての開示要求について、基礎となる目的を明示的に記述し、開示要求に含まれる各項目を関連する目的と明確に結び付けるように文案を作成する。
- (3) 個々の IFRS 基準におけるハイレベルな開示目的を使い続ける。これらの開示目的の目的は、財務諸表における特定のトピックに関する全体的な開示の検討と、提供される情報が当該トピックについての利用者の情報ニーズを満たすかどうかの検討を企業に促すことである。

63. 前項の暫定決定に基づく場合、開示要求の文案は、例えば、次のようになる。

企業は、財務諸表利用者が Y を [理解/評価/レビュー/比較] することができるようになる情報を開示しなければならない。当該目的を満たすために、企業は X を開示することを検討しなければならない。

64. 2018 年 6 月の IASB ボード会議では、ステップ 2 として、次のことが検討された。

- (1) IFRS タクソノミチームを開示目的及び開示要求の開発プロセスにどのように関与させるのが最善か。
- (2) 利用者及び他の市場関係者のニーズを理解するためのプロセス。当該プロセスは、次のことを目的とする。
 - ① 具体的な開示目的の開発を可能とすること
 - ② 費用対効果の分析を踏まえた決定を行うこと
 - ③ 提案された要求事項の影響について理解すること

65. 2018 年 7 月の IASB ボード会議では、ステップ 3 として、次のことが検討される予定である。

- (1) 開示要求で使用される言葉遣い
- (2) 複数の基準にわたる問題（開示要求の繰返し、矛盾する開示要求、及び異なる基準における類似の開示要求）を確実に回避する方法
- (3) 開示目的及び要求事項の効果的なコミュニケーション

(レビュー対象基準の選定)

66. IASB スタッフは、利害関係者から次のような問題点が指摘されたとしている。

(1) カテゴリーA：開示目的に関連する論点（開示目的の欠如又は不足等）

(2) カテゴリーB：開示の要求事項に関連する論点

B1：複数の開示の要求事項において要求されている情報が重複している。

B2：開示の要求事項が冗長又は過剰である。

B3：作成にコストがかかる。

B4：有用性がない。

B5：開示の要求事項が欠如している又は不完全である。

B6：開示の要求事項の理解が困難である。

(3) カテゴリーC：開示の要求事項の規定ぶりに関連する論点（例えば、規範的な文言（「開示しなければならない」及び「最低限」など）が使用されている、又は開示を「奨励する（encourage）」旨の文言が使用されているなど。）

(4) カテゴリーD：財務諸表において提供される情報の十分性に関連する論点（例えば、財務諸表において提供される情報が不十分若しくは過剰、又はボイラープレートであるなど。）

67. IASB スタッフは、前項に示した問題点の一部又は全部に関連する基準として、次に記載する9つの基準をレビュー対象基準の候補にしている³。

(1) IAS 基準

① IAS 第7号「キャッシュ・フロー計算書」

② IAS 第12号「法人所得税」

③ IAS 第16号「有形固定資産」

³ 今後適用予定又は適用開始直後の基準（IFRS 第15号「顧客との契約から生じる収益」、IFRS 第16号「リース」及びIFRS 第7号「金融商品：開示」）、及び数年以内に適用後レビューの実施が予定されている基準（IFRS 第12号「他の企業への関与の開示」及びIFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」）については候補基準リストから除外されている。

なお、IFRS 第7号は適用開始直後ではないが、密接に関連するIFRS 第9号「金融商品」が2018年1月1日以後開始する事業年度から適用されているため除外されている。

- ④ IAS 第 19 号「従業員給付」
- ⑤ IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」

(2) IFRS 基準

- ① IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」
- ② IFRS 第 3 号「企業結合」
- ③ IFRS 第 8 号「事業セグメント」
- ④ IFRS 第 13 号「公正価値測定」

68. 2018 年 7 月の IASB ボード会議において、IASB スタッフは 1 つ又は 2 つの基準をレビュー対象として選定することを求める予定としており、次のような基準を選定するよう提案するとしている。

- (1) 選定された基準の開示目的及び開示要求を改善すること
- (2) IASB のためのガイダンスをテストし、改善すること。このため、IASB スタッフは、選定された基準が開示原則プロジェクトにおいて識別された幅広い開示上の論点に関連するものであることが重要であると考えている。

(ASAF メンバーへの質問)

69. ASAF メンバーへの質問は、次のとおりである。

IASB のためのガイダンス

- (1) 個別の具体的な開示目的の開発に資する利害関係者との協議について、その効果を最大化させるための方法として IASB に提案することはあるか。
- (2) 開示目的及び開示要求の開発及び文案作成を行うプロセスについて、IASB に提案することはあるか。

レビュー対象基準の選定

- (3) 本資料の第 67 項に記載した候補基準リストから基準レベルのレビューの対象として 1 つ又は 2 つの基準を選定する場合、IASB はどの基準を選定すべきか。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

70. ASBJからの主な発言の要旨は次のとおりである。

(IASBのためのガイダンス)

(1) IFRS タクソノミチームが開示目的及び開示要求の開発プロセスにどのように貢献するのか詳細に説明してほしい。

(レビュー対象基準の選定)

(2) IFRS 第13号は、適用後レビュー(PIR)として既に選ばれることが決定しているように思うが、もし今回のこの議論でIFRS第13号が選ばれなかったとしたら、PIRとIFRS第13号はどのような取扱いになるのか。

(3) 我々は、1つ又は2つの基準を選択するというのでは少なすぎると考えている。3つ以上の基準を選定すれば、IFRS第13号も取り込むことができるのではないか。

(4) 我が国の関係者からは、レビュー対象基準としてIFRS第2号、IAS第19号及びIFRS第7号を推す声が聞かれている。IFRS第7号はIFRS第9号が適用されたばかりという理由で除外されているが、IFRS第7号にはIFRS第9号の適用前から要求されている事項もあるため、この候補基準リストから除外すべきではない。

71. ASBJからの発言に対する参加者の主な発言は次のとおりである。

(IASBのためのガイダンス)

(1) IFRS タクソノミチームは、個々の基準だけでなくすべての基準の開示要求について横断的な知見を有している。また、彼らは実際の開示を見ているため、開示要求がどのように有用な情報を実際に伝えることになるのか、我々がタクソノミチームから学ぶことができると考えている。また、電子報告の影響も事前に把握したいと考えている。(IASBスタッフ)

(2) タクソノミチームは、IFRS タクソノミの観点から、開示要求に対してどのような形式で開示すべきか、何が要求されているのかを明確にすることに優れており、この点からもタクソノミチームの関与は重要である。(IASB Lloyd 副議長)

(3) IFRS タクソノミチームの利用は良いと思う。彼らはどこに重複があるかなどを教えてください。

(レビュー対象基準の選定)

- (4) IFRS 第 13 号が選ばれた場合、PIR で得られたフィードバックをインプットの 1 つとして利用する。IFRS 第 13 号が選ばれなかった場合には、IFRS 第 13 号の PIR を完了するか、的を絞った基準レベルのレビューではなく PIR の枠組みの中で別個の検討を行うなど、別途決定を行う必要がある。(IASB スタッフ)

参加者のその他の発言

72. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(IASB のためのガイダンス)

- (1) 「IASB のためのガイダンス」は、どのような位置付けのものなのか。
- ⇒現時点では、公開の IASB ボード会議でのみ開発を行っている。今年の後半に基準レベルのレビューで複数の基準に使用してテストする時点までは暫定的なドラフトという位置付けである。その後、実務上の影響を見て、さらに改善するかどうかは、公開草案に対するフィードバックを入手した後に決定する。(IASB スタッフ)
- (2) 開示目的及び開示要求の開発を、機械的ではなく、柔軟かつ反復的に費用対効果を考慮して行うとする点を歓迎する。開示目的に関しては、どれだけ具体的にできるかが重要である。
- ⇒より具体的な開示目的の設定は意識している。リースや新しい予想信用損失に関する開示要求では、開示目的を明確にしたが、実際の開示例があまりないので、その成果はまだわからない。(IASB Lloyd 副議長)
- (3) 1 つ目の質問について、開示原則ディスカッション・ペーパーの経験から、具体的な開示目的の開発は非常に困難だと考える。しかし、関係者へのアウトリーチにより、利用者がその情報を必要とする理由、開示の有用性の程度、開示に対する利用者の期待、利用の頻度などがわかる。また、監査人とのアウトリーチも有用である。2 つ目の質問について、プロジェクト全体を通して開示目的を検討するという考え方は良い。最終局面で一連の開示要求をパッケージとして振り返ることがより重要である。重複や矛盾の確認のため、一連の基準について開示要求を一覧化することは非常に良い考えだと思う。
- (4) 1 つ目の質問について、基準ごとではなく IFRS 全体に対するプログラムとすること、投資家、作成者、監査人及び規制当局からなるラウンドテーブルを開催すること、作

成者に焦点を当てた調査により彼らが新しい基準案にどのように反応するかを見ることが提案された。2つ目の質問について、提案されたプロセスについて我々の法域のメンバーは概ね賛成であった。また、IASBは個々の基準ではなく基準全体の開示要求を考慮する必要があること、開示要求の改正案は何度も修正されるため、公開草案ではなく、例えば、情報要請 (Request for Information) といった別の種類の文書にすべきであることなどが提案された。

- (5) 利用者との情報交換は、彼らのニーズを理解するうえで非常に重要である。しかし、利用者で作成者のバランスが重要である。利用者はすべての情報を要求する一方、作成者は必要以上の情報を提供するものではない。作成者に対しては、経営管理上、実際に使用する情報について質問すべきである。監査可能性という観点も支持する。新しい提案については、会計事務所の本部やテクニカルなメンバーのみがそれを気にしがちだが、現場で実際に対応するのは監査パートナーである。2つ目の質問に関しては、物事を記述する方法は明確かつ正確である必要がある点は見過ごしはいけない。したがって、規範的な文言は避けるべきである。
- (6) 開示目的を満たす方法は様々であるため、企業が開示要求を満たすような方法を選択することができる場合、比較可能性を失う可能性がある。このような事態は回避しなければならない。
- (7) 基準間にわたる問題の回避については、もっと言葉遣いに注意を払うべきである。電子報告への影響に関しては早い段階で考慮すべきである。印刷物と電子報告のどちらを念頭に置くかによって、開示草案作成のプロセスは大きく異なる。検討事項の1つとして電子報告なのか紙ベースの開示なのかも含めるべきである。

⇒現時点では電子報告がどうなるかについて、予測ができない。また、これまではタクソノミチームと一緒にテクノロジーに中立的であることを目指しており、電子報告と紙による開示のいずれか一方に適応できる開示要求を開発してきたわけではない。電子報告の世界がどのようなになるかという長期的でより大きな問題のためにこのプロジェクトの進行を止めたくはない。(IASB スタッフ)

⇒電子報告になる結果、開示が数字とは切り離される可能性が高い。紙ベースの開示であれば、1つの報告書にすべてがあると言えるが、いったん電子化されると、財務諸表の数値が注記とは別個に利用される可能性がある。

(レビュー対象基準の選定)

- (8) 簡単な調査を行った結果、第1候補はIFRS第2号であった。これはすべてのカテゴリーで問題があるとされている理由によるものである。また、第2候補がIFRS第3

号であり、第3候補は同順位でIFRS第13号、IAS第19号、IAS第7号を選定すべきだという意見が聞かれた。

- (9) 偶然にもIFRS第2号、IFRS第13号、IAS第7号とも(8)の意見と一致しているが、ここではIFRS第2号に焦点を当てたい。経営者報酬は重要であり、IFRS第2号では多くの開示を要求しているが、現時点でそれらは記述的な記載となっている。また、経営者報酬を注記事項とすべきか、もしくは他の場所で開示すべきなのかについては、多くの人々の関心があった。経営者報酬について、現状、少なくとも、利用者が特に企業統治の観点から必要とする情報は開示されておらず、IFRS第2号に基づく開示はほとんど利用されていない。
- (10) 我々の法域で調査を行ったが、IFRS第13号が第1候補に挙げられた。また、IFRS第7号も挙げられた。新しい基準と古い基準を対比するため古い基準を選定するのが良い。IAS第16号も候補とされた。複雑な基準であるIFRS第2号について、IAS第19号と併せて見ることで従業員給付について概括的にカバーできるというメリットがある。IFRS第8号はそれほど支持を得られなかった。IAS第12号も否定的であった。
- (11) 我々の法域ではIAS第19号、IFRS第2号、IFRS第7号が挙げられた。純粋に財務的な視点に立って3つのうちの1つを分析し、実際に必要なものを特定することは合理的である。一方で、IFRS第3号、IFRS第8号、IAS第37号は、情報が非常に不足しており、追加の情報を要求することになる可能性がある。
- (12) このような質問に対する回答は、それぞれの立場によって異なると思うが、我々は(10)の提案に強く賛成する。すなわち、明確な開示目的の記載がないIASの古い基準を1つ、そして新しい基準を1つ選ぶということである。古い基準としてはIAS第12号とIAS第19号を挙げたい。新しい基準としてはIFRS第13号とIFRS第2号が候補となった。
- (13) 我々も調査を行った結果、IFRS第3号が第1候補となった。第1の理由は、IASBが現在のれん及び減損に関するプロジェクトに取り組んでおり、ガイダンスをテストするには良い機会であるためである。第2の理由は、この分野は開示実務が非常に多様化しているためである。第3の理由は、この基準の開示は認識と測定の両方に関連するためである。
- (14) 個人的な見解になるが、IFRS第3号を選定すべきだと考える。可能な限り開示を少なくしたいという作成者の考えと、可能な限り（特に、将来予測的な情報について）開示をしてほしいという投資家の考えとの間にギャップがあるため、その両者に参加してもらい、利用者にとって何が本当に重要な情報なのか、特に将来予測的な情報に関

して確認するのが良い。

(15) これまで出ていないトピックとしては、IAS 第 34 号「期中財務報告」に注目すべきである。IAS 第 34 号は古い基準で、あまり改訂も行われてきていないので整備が必要である。期中財務報告が一般目的にどのように適合するかが問題である。

(16) 我々の法域におけるほとんどのメンバーは、1 つは古い基準、もう 1 つは新しい基準という 2 つのタイプの基準を提案していた。すべてのメンバーが合意したのは、IFRS 第 13 号である。これは、4 つのカテゴリーすべてに問題があるためである。また、一部のメンバーからは、IFRS 第 3 号や IAS 第 12 号を選定すべきだという意見も聞かれた。

(17) 前回の IASB ボード会議で多く議論したのは、このテストの目的は何かということである。どの基準から着手するかと聞かれた場合、多くの人々は、通常、品質が良くなく、使うのに不満がある基準だと考えるだろう。しかし、実際には最も品質が悪いものから着手しないかもしれない。最もテストしたいのは、利用者とのやり取りをどのように行うかということであり、開示目的を把握するための最善の方法があるのではないかと考えている。(IASB Lloyd 副議長)

(18) IASB は、企業結合及び減損に関する開示について議論を完了したところである。IFRS 第 3 号に関しては多くの参加者から言及されたが、IFRS 第 3 号を候補として認識しなかった方々に IFRS 第 3 号について、当面の間、何もしない方がよいのか、古いスタイルでの開示要求を継続したほうがよいのかお伺いしたい。(IASB 理事)

⇒関係者の間で最も一般的なテーマに焦点を当てて要約を行った。IFRS 第 13 号は多くのボックスにチェックが付き、関連するテストが行われ、古い基準を選択するときには比重が置かれた。IFRS 第 3 号が適切な候補ではないと言っているとは必ずしも限らない。すべての可能性を踏まえて検討すべき問題である。

⇒異なるプロジェクトで 1 つの基準に対して複数のレビューを行わないことが最も実用的である。疑問がある場合には、「のれん及び減損」プロジェクトを中断するよりも基準レベルのレビューの候補とすべきだし、その逆も同様である。

X. 年金会計

議題の概要

(背景)

73. 伝統的な確定給付制度でも確定拠出制度でもない混合型の年金制度の普及が進んでおり、混合型制度における年金会計のガイダンスの必要性について、5 か国の会計基準設定主体（カナダ会計基準審議会（AcSB）、ドイツ会計基準委員会（DRSC）、企業会計基準委員会（ASBJ）、英国財務報告評議会（FRC）、米国財務会計基準審議会（FASB））により構成されたワーキング・グループ（WG）により調査が行われた。調査の概要は次のとおりである。

- (1) 混合型制度を含む年金負債について、制度の特徴及び普及状況、制度への制度運営者が直面するリスク、規制環境、会計処理の困難さの観点から包括的な調査が行われた。
- (2) 特に、複数の法域で存在する制度について類似点と相違点を特定し課題を識別した上で、現行の会計実務（IFRS 及び自国基準）と照らして混合型の制度の経済的な特性をより表す会計処理が模索され、7つのモデル⁴がアイデアとして示された。

(提案)

74. AcSB により、WG による調査結果の報告及び IASB に対する提案及び WG が予定する今後の活動の提示がなされた。

- (1) IASB は、当該調査結果を検討しリサーチ・パイプラインにある「資産のリターンに依存する年金給付」プロジェクトに追加するか、混合型制度を重視することを扱う別個のプロジェクトとして取り上げることを検討すべきとの提案がなされた。
- (2) WG では、今後、次の活動が予定されている。
 - ① 会計基準設定主体国際フォーラム（IFASS）メンバーに調査を拡大し、収集したデータの要約・分析を実施する（IFASS メンバーに質問表への回答を依頼した。）。
 - ② WG の複数の法域の財務諸表利用者及び学識経験者に対するアウトリーチの実施

⁴ 2015年11月に開催されたIASBボード会議のアジェンダ・ペーパー15Bで示されたモデルを含む。

③ 関連する活動についての継続的なモニタリング

(ASAF メンバーへの質問)

75. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

- (1) 混合型制度の進展を反映して最近行った基準開発はあるか。
- (2) 混合型制度に関する我々の調査はメリットがあるか。ない場合、それはなぜか。
- (3) WG の提案（前項(1)参照）に同意するか。
- (4) 今後の活動（前項(2)参照）に同意するか。また、今後の活動について追加の提案はあるか。

ASBJ からの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

76. ASBJ からの主な発言の要旨は次のとおりである。

- (1) 日本では規制があるため、伝統的な確定給付制度と伝統的な確定拠出制度の中間的な制度の種類は多くはない。ただし、企業の海外子会社では、新たな制度を採用する動きもあり、この議論に参加できることを歓迎する。

77. ASBJ からの発言に対して参加者から特段の発言はなされなかった。

参加者のその他の発言

78. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

- (1) 問題は、IAS 第 19 号が陳腐化していることにある。IAS 第 19 号は、米国の財務会計基準書第 87 号をベースにしており、基本的な考え方は、確定給付制度と確定拠出制度の二元モデルである。負債と資本の中間にある金融商品の重要性が増加し、「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトが進められているのと同様、年金制度も、確定給付制度と確定拠出制度の中間にある制度の重要性が増している。

我々の法域では、純粋な確定給付制度は、新規加入者に対して閉鎖され、今やすべてが、リスク分担型制度となっている。リスク分担型制度は、IAS 第 19 号のモデルに適合しない。我々は IFASS 会議で、2 つの方法を検討した。1 つは、すべての問題にパッチワークで対処する方法であり、特定の年金制度のみに対して有効である。この場合、相当数の変更を行うこととなる上、細則主義となり基本原則と紐づかない解決策

となるリスクがある。もう1つは、ゼロから始める方法である。例えば IFRS 第 17 号「保険契約」のように実際に引き受ける債務を会計処理すると、過度に細則的な測定方法にならないが、パッチワークによる方法に比べて、長期的な解決法となるであろう。

- (2) 米国会計基準は、固定利率のキャッシュ・バランス・プラン及びフロア・オフセット・プランに関する限定的なガイダンスしかない。我々は、過去に変動利率のキャッシュ・バランス・プランについて追加のガイダンスを提供する非常に狭い範囲のプロジェクトを検討したが、範囲の決定が困難であり、全体的なモデルの開発につながる懸念があるため、最終的に中止となった。混合型年金制度がフォーチュン 500 社中 13%を占める一方で、確定拠出制度が約 80%を占める米国の年金制度の状況を踏まえて、当時は我々が全体のモデル開発を躊躇した。

我々は開示についてレビューを行い、加重平均利率の仮定に関する開示要求を追加した。これは、キャッシュ・バランス・プランに関する企業の見積りの基礎となる仮定の理解に資する項目を開示するように利用者より要望を受けたためである。我々は今回のデータ収集・調査に参加する機会を得たことに感謝する。我々は、各国の対応を注視し、学んでいく。

- (3) 我々は、アジェンダ・ペーパーに記載のある、資産に係る約束されたリターンに連動する年金、証券連動型制度 (Security-linked plan) に着目した。ここでは、次のような問題がある。

- ① 欧州の混合型制度 (例えば、証券連動型制度) に適用する割引率等についての IAS 第 19 号適用上の問題
- ② 混合型制度に係る年金会計の処理について、IAS 第 19 号の確定給付制度と確定拠出制度の間に対応する区分を設けるか、あるいは IAS 第 19 号を全体的に見直し置き換えるか。

⇒IAS 第 19 号の混合型制度に関するプロジェクトは、他の関連する項目に影響があるため、迅速には進まない。IASB は、リサーチ・パイプラインの対象プロジェクトを厳選しており、2015 年アジェンダ協議では、広い範囲の年金プロジェクトは十分なニーズがないため実施しないことを決定した。なお、2004 年に公表された IFRIC 解釈指針案 D9「拠出金又は名目的拠出金に係る約定収益による従業員給付制度」のモデルに関する問題については、検討範囲が自明であるため取り組みやすい。IASB が年金プロジェクトを実施する場合、何か他のアジェンダを除外しなければならない状況にある。

(IASB スタッフ)

(4) 現在、混合型制度の会計処理の実務がどのように行われているか、不明瞭である。年金負債は調整されているのか、いないのか。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒混合型制度の会計処理は、ブラックボックスとなっており、年金数理人が関与している。以下では、単純化してお話しする。現行の会計基準は、確定拠出制度を年金会計の例外事項として取り扱い、事業主がいかなるリスクも負わない場合のみ、確定拠出制度として会計処理し、その他の場合はすべて確定給付制度として会計処理する。我々の法域では、法令上、保険会社が破産した場合、事業主が補完的な年金支払リスクを一切負わないことは認められず、IAS 第 19 号における定義上、確定拠出制度が存在しないことになる。すなわち、事業主の補完的な年金支払リスクがありそうにはない場合でも、会計上は確定給付制度の取り扱いとなる。事業主が 100%リスクを負っているかのように会計処理すると、年金負債が過大計上となる。そこで、年金数理人が関与し、年金数理の基準に基づく、あるべき年金負債の金額を提供する実務処理が取られる。市場が、この実務処理にどのように対応しているか、追加で調査を行う余地がある。

⇒オランダでも同様である。(IASB Hoogervorst 議長)

⇒IAS 第 19 号では、リスク分担型の年金会計を検討する際に、事業主が 100%リスクを負う会計処理を行うのではなく、最善の見積りによる結果を用いた会計処理が想定される。(IASB スタッフ)

(5) 混合型制度における負債の測定に関する会計処理の透明性に対する懸念について、IAS 第 19 号の適用上行った重要な判断や見積りに用いた会計方針や仮定等に関する開示を行うことは、会計処理を改善するためではなく、多くの異なる解釈が生じる領域について、具体的な会計処理が見えるようにする点で有用であると考えられる。(IASB 理事)

⇒仮に開示を必須とする場合、退職給付債務に関する年金数理計算に関する情報の開示が想定されるが、年金数理人に外部委託しているため、ボイラープレートの開示になるのではないかと。利用者がどの情報を利用しているのかについて調査が必要と考えられる。他方で、利用者は IAS 第 19 号が提供する開示について全く問題ないと考えているとの意見も聞かれる。

⇒混合型制度の年金負債について、説明責任を果たす上でブラックボックスとすべきではないことから、開示の改善を行うことは、何もしないよりも良いと考えられる。

(IASB Lloyd 副議長)

⇒年金数理人側に関して、国際的に統一された実務が行われているかは確信が持てな

い。IFRS 第 17 号に関連し数理人と協議した際に、国際的な数理人の審議会の活動はあるが、これに適合させるかどうかは、我々の法域では数理人次第であることが明らかとなった。また、退職給付会計は、金利等、置かれている環境で生じた事象によって影響を受ける点について認識する必要がある。

⇒退職給付会計は金額が大きく複雑であり、理解が困難であり、多くの異なるリスクを有している。金額について説明する開示のみでは十分でないことを理解している必要がある。(IASB スタッフ)

(6) 我々の法域では、特に民間部門では、確定給付制度は一般的ではなく確定拠出制度が採られており、知る限りでは、混合型制度はない。

⇒一部の法域では、確定拠出制度であるものの、昇進に伴い過去の掛金に対して現在の給与水準に対応する保証があり退職時に追加で支払われる点で確定給付制度に類似する事例がある。他の法域では、公的制度の利回りを保証していると思われるものがある。さらに他の法域では、保証のある制度があるが、規模は非常に小さい。複数の法域は、WG の提案する抜本的な見直しを支持しており、我々は IASB が退職給付に取り組むことを支持する。

⇒退職後に確定拠出制度から確定給付制度に移行する制度があり、積立不足が問題になるケースがある。

⇒我々の法域では、確定給付制度は極めて少ない。しかし、企業は世界の各地に子会社があるため、プロジェクトの議論は大変興味深い。

⇒我々の法域においても、混合型制度は多くない。確定給付制度もあるが、他の法域に投資している場合がある。現在の調査に対する関係者からのフィードバックは多く、調査を継続することもあり得る。

XI. プロジェクトの近況報告と ASAF 会議の議題

議題の概要

79. 本セッションでは、次の内容について IASB スタッフから説明があった。

- (1) 2018 年 10 月開催予定の ASAF 会議の議題の内容 (アジェンダ・ペーパー9 付録 A)
- (2) IASB のアジェンダ・プロジェクトの簡単なアップデート (アジェンダ・ペーパー 9 付録 B)
- (3) 2018 年 4 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーからのアドバイスを IASB スタッフ又は IASB がどのように検討したかについてのフィードバック (アジェンダ・ペーパー9 付録 C)
- (4) IFRS 第 3 号における概念フレームワークへの参照を更新することに対する意見を受け付けること

80. 前項(1)について、スタッフは、次の項目を 2018 年 10 月開催予定の ASAF 会議の議題とすることをアジェンダ・ペーパーで提案していたが、(4)動的リスク管理については議題に含まれない予定であることが報告された。

- (1) EFRAG のディスカッション・ペーパー「資本性金融商品－減損及びリサイクリング」
- (2) IFRS 第 3 号における概念フレームワークへの参照
- (3) 料金規制活動
- (4) 動的リスク管理
- (5) 資本の特徴を有する金融商品
- (6) 基本財務諸表

81. 今回の ASAF 会議では、次の点が質問事項とされたうえで、ASAF メンバーによる議論が行われた。

- (1) 2018 年 10 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案に対するコメントはあるか。
- (2) 2018 年 10 月開催予定の ASAF 会議の議題の提案について、追加したい項目はあるか。
- (3) プロジェクトのアップデート又は IASB が ASAF メンバーのアドバイスを求める時

期についてコメントはあるか。

ASBJからの発言の要旨とこれに対する参加者の主な発言

82. ASBJからは、特段の発言は行っていない。

参加者のその他の発言

83. 参加者からのその他の主な発言は次のとおりである。

(1) 統合報告などを含む拡張された外部報告に関して、我々が作成者及び利用者に対して実施したリサーチの結果を共有させていただきたい。

(2) のれん及び減損に関するアップデート、並びに採掘活動のプロジェクトに関するアップデートをアジェンダに含めることを提案する。

⇒のれん及び減損については重要な論点が生じた場合にはアジェンダに含めることが可能である。また、採掘活動のプロジェクトのアップデートをアジェンダに含める提案については検討する。(IASB スタッフ)

以 上